

【別表】障害児福祉手当・特別障害者手当における施設入所の取扱

	障害児福祉手当	特別障害者手当
資格喪失	法第17条	法第26条の2
	障害児入所施設	障害者支援施設(生活介護に限る)
	—	病院又は診療所(3ヶ月以上) ※病院・診療所には介護療養型医療施設や介護老人保健施設も含まれる。
	省令第1条	省令第14条第1号(省令第1条に掲げる施設)
	乳児院又は児童養護施設	—
	指定発達支援医療機関	—
	障害者総合支援法に規定する療養介護を行う病院又は障害者支援施設	
	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設	
	独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関等の進行性筋萎縮症者の治療等を行う施設	
	国立保養所	
支給継続(主なもの例)	生活保護法に規定する救護施設又は更生施設	
	病院又は診療所(法令の規定に基づく命令による入院・入所に限る)	—
	—	省令第14条第3号
	—	養護老人ホーム、特別養護老人ホーム
	障害福祉系	
	宿泊型自立訓練施設	
	共同生活援助(グループホーム)	
	児童福祉系	介護系
	母子生活支援施設	小規模多機能型居宅介護事業所
	児童心理治療施設(旧:情緒障害児短期治療施設)	特定施設入居者生活介護施設(地域密着型含む)
	児童自立支援施設	ex)有料老人ホーム、軽費老人ホーム等
	児童自立援助事業(自立援助ホーム)	サービス付き高齢者住宅
	小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)	認知症対応型共同生活介護(グループホーム)
	児童相談所一時保護施設	—
	その他	
	特別支援学校の寄宿舎	自動車事故対策機構療護センター
	—	婦人保護施設

出典:障害児福祉手当及び特別障害者手当に関する疑義について
(平成28年9月28日 障企発0928第1号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知)

※1 特別児童扶養手当等の支給に関する法律

※2 障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令

※3 介護療養型医療施設は、令和6年3月末までに介護医療院等へ移行が求められている